
*
* 令和 3 年度 第 7 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和３年度 第７回高梁市農業委員会総会会議録

- １． 令和３年１０月１２日 午後 １時３０分 招集
- ２． 令和３年１０月１２日 午後 １時２９分 開会
- ３． 令和３年１０月１２日 午後 ２時０８分 閉会
- ４． 会議の場所 高梁市役所 ３階大会議室
- ５． 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
１	深 本 文 雄	出	１１	小 野 貫 治	出	１	山 川 光 男	出
２	小 西 雅 己	〃	１２	瀬戸川 伸行	〃	２	中 村 進	〃
３	伊達 千鶴子	〃	１３	田 角 幸 正	〃	３	小見山 力信	〃
４	藤 本 久 也	〃	１４	小林 三十二	〃	４	石 田 義 雄	〃
５	中 曾 浩 徳	〃	１５	中 家 泰 雄	〃	５	平 松 伸 行	〃
６	岡 辰 登	〃	１６	清 水 健 治	〃	６	山 元 憲 民	〃
７	吉 岡 孝	〃	１７	江 川 泰 司	〃	７	吉 家 仁	〃
８	前 崎 輝 之	〃	１８	土 岐 康 夫	〃			
９	西 村 匡 弘	〃	１９	金 子 時 典	〃			
１０	小 物 博 子	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記 書記	江 草 伸 介 三 宅 秀 生 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第31号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件 許 可
		第32号 農地法第4条の規定による許可申請について 2件 許 可
		第33号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件 許 可
		第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 3件 決 定
8		署 名 委 員
		15番 中 家 泰 雄
		16番 清 水 健 治
9		議 事 の 内 容
		令和3年度 第7回高梁市農業委員会総会会議録
		令和3年10月12日（火） 高梁市役所 3階大会議室

議 長	本日の出席委員は、農業委員 19 名、推進委員 7 名です。全員の委員が出席されていますので、ただ今から令和 3 年度第 7 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。15 番中家委員と 16 番清水委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案の訂正があるとのことなので事務局から説明します。
江草局長	— 議案訂正朗読説明 —
議 長	事務局から説明がありましたように、資料を訂正することとします。それでは、「議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。30 番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	— 議案第 31 号 30 番朗読説明 — 30 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田 1 筆 421㎡と畑 1 筆 49㎡の計 2 筆 470㎡です。譲受人の通作距離は、50m 以内、耕作面積は 8,845㎡。家族 2 人中、耕作人は 2 人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、9 月 30 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
平松委員	本案件につきまして譲渡人は 20 年来農業をされていません。譲受人が、この 5～6 年は無償で代わりに草刈り等してあげていたものです。この度、正式に無償で贈与するということになったものです。何ら問題ないと思われます。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。30 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、30 番については許可とすることに決定しました。
江草局長	次に 31 番について、事務局から説明をお願いします。 — 議案第 31 号 31 番朗読説明 — 31 番は、譲受人が、譲渡人から売買により申請農地の所有権を取得する案件です。議案第 33 号 24 番の住宅用地と一緒に購入されるものです。申請農地は田 2 筆 1,977㎡です。譲受人の通作距離は 550m 以内、譲受人の耕作面積はなし。営農計画書の提出があります。家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 10a あたり 169 万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については 10 月 1 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
伊達委員	今の状態は草がいっぱい生えている状況だったのですが、この度、家も一緒に建てるということで、きれいに管理されると思います。ご審議をお願いします。

議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。３１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、３１番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第３２号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。６番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第３２号６番朗読説明 － ６番は、転用者が、申請農地を農業用倉庫用地に転用する案件です。申請農地は、田１筆１０９㎡と、畑２筆１，９０１㎡のうち３８４㎡、計２，０１０㎡のうち４９３㎡です。この農地の農地区分は、農振農用地となります。施設の概要は、鉄骨平屋建て倉庫３００㎡。車両５台、トラクター４台分です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、９月３０日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、６ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現在、この圃場は草地として利用されています。転用者はトラクター及びトラック等の農業用車両をたくさん持たれており、この場所が市道等の配置から考えて、都合が良いということでこの場所を選定されたとのこと。ご審議をお願いします。
議 長 小西委員	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、６番については許可とすることに決定しました。 次に７番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第３２号７番朗読説明 － ７番は、転用者が、申請農地を墓地及び進入路用地に転用する案件です。申請農地は、田２筆４６㎡。この農地の農地区分は、第２種農地となります。施設の概要は、墓地１区画１９㎡、進入路用地２７㎡です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可見込み。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、９月３０日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 申請地については、周囲に影響を及ぼすものは何もないので大丈夫と思われます。ご審議をお願いします。
議 長 江川委員	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)なしとの声がありました。7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)挙手全員ですので、7番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。22番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第33号22番朗読説明 － 22番は、転用者が、譲渡人2名から申請農地の所有権を移転し、長屋住宅及び駐車場用地に転用する案件です。全体計画面積は、1,447㎡。建ぺい率45%です。申請農地は、田2筆973㎡と、田1筆474㎡の計3筆1,447㎡で、この農地の農地区分は、都市計画法の非線引の用途地域の工業地域で第3種農地となります。転用地の10a当りの価格は、1,319万円、施設の概要は、長屋住宅2棟472.61㎡、自転車置場・プロパン庫22.45㎡、駐車場16台分350㎡です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましてはなし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、9月30日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
山川委員	現在、全体的に阿部地区に住宅、アパートの案件が増えてきており、農業委員会へ転用許可申請を出さないといけないということを知らない人が居るので周知徹底に努めていたところ、この度、出て来たものです。本案件については、道路も水路も下水道も差し支えない状況でしたので大丈夫かと思います。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。他に発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。22番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、22番については許可とすることに決定しました。
	次に23番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第33号23番朗読説明 － 23番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、墓地の参道及び駐車場用地に転用する案件です。申請農地は、畑1筆275㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。転用地の10a当りの価格は、100万円。施設の概要は、墓地の参道及び駐車場用地275㎡。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、9月29日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。

小物委員	転用者の墓地は市道から雑種地を通過して、本農地を通らないと行けないところなので、この場所以外には造成できないと考えます。問題ないものと思われます。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。２３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、２３番については許可とすることに決定しました。
	次に２４番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第３３号２４番朗読説明 － ２４番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、住宅用地に転用する案件です。申請農地は、田１筆３５６㎡で、この農地の農地区分は、第２種農地となります。転用地の１０ａ当りの価格は、１６９万円。施設の概要は、木造平屋建て住居、９３．５７㎡。建ぺい率２６％です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、１０月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、５ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
伊達委員	先ほどの３条の案件と同じものになります。先ほどの畑のほとりに家を建てるということで、現状は草ぼうぼうでしたが、家を建てた後は、すぐそばの畑と合わせてきれいに管理されることと思います。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。２４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、２４番については許可とすることに決定しました。
	次に２５番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第３３号２５番朗読説明 － ２５番は、転用者が、譲渡人から申請農地に賃借権を設定し、倉庫用地に転用する案件です。申請農地は、田４筆１，４４９㎡、畑２筆３４㎡、計６筆１，４８３㎡で、この農地の農地区分は、第２種農地となります。転用地の１０ａ当りの価格は、１月当たり２万円。施設の概要は、鉄骨平屋建て倉庫５３７㎡、駐車場及び資材置き場７３５㎡。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、９月３０日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、１０ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。

小林委員	現地は耕作されていませんし、地図でわかりますように、隣にもう倉庫があるということで、その増設になります。周辺の他の農地、農作物に悪影響を与えることは無いと思われます。ご審議お願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
小西委員	現地は既に基礎工事をしていたが、事前着工ということで始末書の提出はされているのですか。
江草局長	現地はまだ基礎工事はされていません。別の場所と間違われていると思います。
小西委員	基礎工事がされていた土地の隣ということですね。わかりました。
西村委員	賃借権の設定ということだが、転用期間はいつまでになっているか。
江草局長	期間は永年となっております。
西村委員	わかりました。
議 長	他に発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、２５番については許可とすることに決定しました。
	次に２６番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第３３号２６番朗読説明 －
江草局長	２６番は、転用者が、譲渡人から申請農地に賃借権を設定し、太陽光発電施設用地に転用する案件です。申請農地は、畑１筆、２、１８９㎡で、この農地の農地区分は、第２種農地となります。転用地の１０ａ当りの価格は、年当たり４万６千円。施設の概要は、太陽光パネル２７０枚、発電量４９．５ｋｗ。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、経産省の認定済み。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、９月３０日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
深本委員	対象農地は山林で囲まれておりまして、何ら問題ないものと考えます。ご審議お願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、２６番については許可とすることに決定しました。
	次に２７番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第３３号２７番朗読説明 －
江草局長	２７番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、墓地用地に転用する案件です。申請農地は、田１筆１５㎡で、この農地の農地区分は、第２種農地となります。先ほどの議案第３２号７番の隣接地です。転用地の１０ａ当りの価格は無償。施設

	の概要は、墓地１区画１５㎡。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可見込み。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、９月３０日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
江川委員	対象地は先ほどの４条の案件の隣になります。先ほど述べた通りで何の問題もないと思います。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。２７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、２７番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第３４号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、一括で説明をお願いします。
三宅書記	農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。１、公告日は令和３年１０月２０日、２、利用権の設定を受ける者は３名、３、利用権の設定をする者は３名、４、利用権の設定をする件数は３件、５、利用権設定面積は８，４４８㎡となっています。６で各筆明細です。
	－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	事務局から説明がありましたが、ここで農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、江川委員の退席を求めます。
	（江川委員退席）
議 長	それでは、１番について発言をお願いします。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。１番について採決をとります。１番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１番について決定しました。
	江川委員の着席を許可します。
	（江川委員着席）
議 長	続きまして、２番及び３番について発言をお願いします。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。２番及び３番について一括で採決をとります。２番及び３番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、２番及び３番について決定しました。
	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第７回総会を閉会します。

令和3年10月12日

会 長 土 岐 康 夫

15番 中 家 泰 雄

16番 清 水 健 治